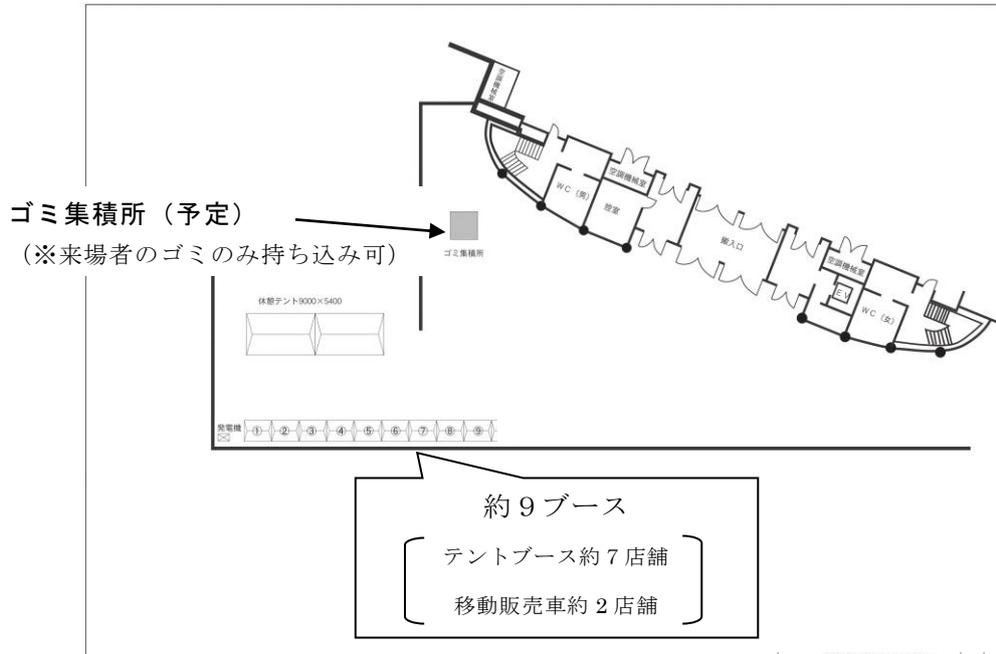


刈谷アニメ collection2019 出店者募集要項

1 出店概要

- (1) 日 時 令和元年10月26日(土) 午前10時～午後5時
- (2) イベント名 刈谷アニメ collection 2019
- (3) 来場者数 約14,000人(昨年度)
- (4) 出店場所 刈谷市産業振興センター あいおいホール裏



※出店場所は会場設営の都合上、変更する場合があります。

- (5) 出店内容 飲食物、自社製品の販売、パンフレット・チラシ類の配布、商品展示によるPRなど。なお、飲食物の場合、出品品目は食品営業許可を受けた露店品目及び食品営業許可が不要なもののうち届出を行ったものに限りま。なお、出店場所〔(4)参照〕がJR沿線のため、串焼き・焼鳥のように煙の発生するものは許可を受けた品目等であっても禁止させていただきます。

※店舗の事業内容と同事業の出店内容に限ります。

※別添「露店で取扱うことができる品目」を参照してください。

- (6) 対象者 刈谷市商店街連盟加盟店かつ刈谷市観光協会会員

※ただし、申込み時点で加盟かつ会員となっていること。

(7) 募集区分

	テントブース出店	移動販売車
募集数	約7店舗	約2店舗
追加条件	市内に店舗を有すること (飲食物を販売する場合は、食品調理許可の該当店舗に限る。)	営業所所在地及び営業者住所が市内の事業者で、過去1年間で市内での販売実績を有すること。
ブース(小間)の大きさ	間口3.6m×奥行2.7m ×高さ1.85m~2.8m	間口約5.4m×奥行約2.7m(車両外での調理は不可)

ブース設営者	主催者	出店者
申込みに必要な添付書類	露店営業に係る ①「食品営業許可証」の写し ②「営業設備の大要の控」の写し (出店許可品目のわかるもの) ③店舗の「食品営業許可証」の写し	露店営業に係る ①「食品営業許可証」の写し ②「営業設備の大要の控」の写し (出店許可品目のわかるもの) ③販売車の車検証の写し
主催者準備品	ブース表示板 (0.2m×1.2m)、横シート幕3方、照明用蛍光灯2本 (20w)、机1台、イス2脚、電源 (100V・500W) ※	ブース表示板 (0.3m×0.9mスタンド式) 電源 (100V・500W) ※
オプション備品 (税抜)	机1台 (450×1,800) 1,000円、折畳椅子1脚 300円、電源500W追加ごとに2,500円、フライヤー15,000円、ブース下養生シート (2重、3.6m×2.7m、処分費含む) 3,000円ほか	

※電源は主催者で一括管理を行います (自社所有の発電機の持込禁止)。

※オプション備品の申込みは、出店申込書へ記載してください。

(8) 出店料 1ブース11,000円

(出店料：10,000円、刈谷市商店街連盟事務手数料：1,000円)

(9) 申込方法 申込書を添付書類とともに刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局へ直接持参し提出してください。

※テントブース、移動販売車の重複申込は不可

※申し込み後の募集区分の変更は不可

(10) 申込書記入上の注意

- ・店舗等名：テントブース前面上部に社名表示板を取り付けます。また、移動販売車については店舗前の見やすい場所に表示板を掲示していただきます。主催者側が統一書体で作成し表示しますので正確にご記入ください。店舗または営業所等の名前を表示させていただきますので、店舗等と異なる名前は表示できません。
- ・現場担当者連絡先：事務局との連絡を行う担当者の氏名、連絡先をご記入ください。
- ・出品内容：商品によっては販売・配布をお断りすることがあります。
- ・電源については、定格消費電力ではなく、必ず最大消費電力にてお申込みください。

(例：スノーボール機定格の場合170w 最大1kw)

(11) 申込期限 令和元年9月26日(木) 16時必着

※新規に食品営業許可書を取得する場合など、申込期限に添付書類が間に合わない場合は、出店申込書のみで申込みを受け付けます。不足した添付書類は、10月10日(木)出店者説明会終了時までには刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局まで提出してください (FAX又は郵送可)。

(12) 連絡網について

開催前の連絡事項や、開催期間中のトラブルの際の連絡網は下記のとおりです。



2 注意事項

- (1) 当日は、必ず主催者係員の指示に従い、出店責任者は会場内に常駐してください。
- (2) 展示、物販及びPRは、自社ブース内に限定します。会場施設での広告・宣伝・販売などの行為は行わないでください。
- (3) 開催当日、荒天等でイベントが中止または時間短縮になった場合、営業を中止または時間短縮させていただく場合がありますのでご承知おきください。なお、この場合、出店料は返金しません。ただし、開催前に荒天等が原因で主催者が中止を決定した場合は、設営状況に応じた額を返金させていただきます。
- (4) 申し込み後に出品内容を変更する場合は、**10月10日(木)**の出店説明会終了後までに必ず刈谷市商店街連盟あきんどぷら座事務局まで連絡してください。
- (5) 調理する品目が多数の場合、保健所へ確認し、品目を削減していただく場合があります。品目数についてご不明な点は、保健所に相談のうえ提出してください。
- (6) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミ集積所に持ち込まれたりした場合は、処理費を請求させていただきます。また、来場者のためのゴミ捨て場として、店頭にゴミ箱等の設置にご協力をお願いします。この場合のゴミについては、ゴミ集積所に持ち込み可とします。
- (7) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚さないように、出店者により必ず各ブース下（売り場含む）にビニールシート（可能な限り不燃性の高いもの）を2重で敷いてください。万一汚した場合や、清掃がなされていない場合などは清掃費用を請求させていただきます。
- (8) 営業時刻は、10時～17時を予定しています。17時10分から18時30分までに撤収をしていただきますようお願いいたします。（職員が巡回等します。）
- (9) 出店にかかる事故・盗難等については、主催者は責任を負いかねますので、出店者の備品及び貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (10) **調理に火気器具等（電磁調理器を含む）を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けとなります。**（すぐに使える場所に置いてください。）
- (11) 別添「火気取扱い注意事項」に違反することがあれば、ただちに撤収させていただきます。
- (12) 調理時に煙が発生した場合は、ただちに撤収させていただきます。
- (13) 食品営業許可を取っていない品目を販売したり、使用禁止の機械等を使用していたりした場合、営業を停止し、ただちに撤収してもらいます。
- (14) **割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与するような行為を行っていた場合、ただちに撤収させていただきます。**
- (15) 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合、出店をお断りします。
- (16) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの及び「くじ」の類は全面禁止しております。これらを行っていた場合は、ただちに撤収させていただきます。
※禁止事例
 - ・ 1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。
 - ・ サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
 - ・ 料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品进行もらうなど。
- (17) 上記(11)～(16)に該当した場合の出店料については返金いたしません。

- (18) 市内事業所のPRを主旨としていますので、社名表示板を商品看板やのぼり等で隠さない
ください。
- (19) 万が一出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処することとしてください。主催者は一切責任を負いません。可能な限り、販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入してください。
- (20) 上記のルール遵守の徹底のため、刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用いてチェックを実施します。その結果、違反事項があり、警告に応じず改善がみられない場合は、後日刈谷市観光協会と刈谷市商店街連盟で募集要項に基づき審査を行い、ペナルティを課します。

ペナルティ＝観光協会主催の催事(桜まつり、わんさか祭り及びアニメ collection)でチェックを実施し、累積で2回ペナルティを受けた場合は、観光協会主催の催事への出店を1年間禁止します。

3 出店者説明会について

出店者説明会には必ず現場責任者の出席をお願いします。出席いただけない場合は、出店をお断りします。

(1) 日 時 令和元年10月10日(木) 14時から

(2) 場 所 刈谷市商店街連盟あきんどぷら座

※出店者説明会前に商店街連盟主催の勉強会を行いますので、現場責任者は併せて出席してください。(勉強会：10月10日(木) 13時30分～)

※出店者及び出店場所については、勉強会にて決定いたします。

※出店者説明会の際に出店料を徴収します。お釣りのないようご準備をお願いします。

※説明会後の返金は、原則いたしませんのでご了承ください。

4 出店時について

「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、「営業設備の大要の控」(出店許可品目の分かるもの)を店舗内に携帯して営業してください。

5 荷物等の搬入・搬出について

(1) 搬入・搬出車両は、所定の時間内に限り、会場内に車を乗り入れることができます。

(搬入：25日(金) 16時～20時、26日(土) 8時～9時

搬出：26日(土) 17時10分～18時30分)

(2) 駐車場は所定の位置に駐車してください。(説明会にて案内します。)

(3) 会場の既存施設を損傷した場合は、出店者の責任で原状回復してもらいます。

6 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟 あきんどぷら座事務局

〒448-0844 刈谷市広小路5丁目46番地

電 話 0566-25-3015 FAX 0566-25-3035

■定休日：土・日・祝日 ■営業時間：9：00～16：00